

東村山市指定下水道工事店(廃止・休止・再開)届出書

(届出先) 東村山市長

届出者

㊞

東村山市指定下水道工事店及び責任技術者に関する規則第6条第1項の規定に基づき、排水設備工事の業務の廃止、休止、再開の届出をします。

指定番号	第 号
工事店名	㊞
代表者氏名	㊞
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	

【添付書類】

- 1 廃止の届出をする場合は、指定下水道工事店証を添付すること。
- 2 条例第27条第2項第4号の精神の機能の障害により排水設備工事の業務を休止又は再開をする場合の届出に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 休止の届出をする場合は、排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない旨及びそれが回復する見込みを記載した医師の診断書（申請日前3か月以内に作成されたもの）
 - (2) 再開の届出をする場合は、排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書（申請日前3か月以内に作成されたもの）